

東京都在宅歯科医療設備整備費補助金 Q & A

Q 1. 在宅歯科診療に使用するものなら何でも購入できるのですか？

A 1. いいえ。在宅歯科診療を実施するために患者宅で使用する医療機器等（在宅で使用する
ことが想定されているもの。単体では医療機器として機能しないものは対象外です。）で、1品10万円以上のものに限ります。

（ただし、上記に該当しているものでも、東京都が認める機器でなかった場合、購入できません。なお、内視鏡は不可です。不明な場合は東京都へお問い合わせください。）

Q 2. 申請書類等を提出する前に、先に機器だけを購入することはできますか？

A 2. いいえ、できません。11月頃の都からの内示通知を受け、交付申請書の提出後でなければ、機器の購入はできません。

Q 3. 補助対象の要件である、交付要綱の「別表」に定められた研修に参加した年月が不明確な場合、どうすればよいですか？

A 3. 東京都歯科医師会事務局にお問い合わせください。

Q 4. 地区歯科医師会が医療機器を購入し、会員の歯科医療機関に貸し出すことはできますか。

A 4. 補助対象者は、病院又は診療所の開設者のため、地区歯科医師会で購入することはできません。

Q 5. 地区口腔保健センターは、通常の病院又は診療所と異なり常勤の歯科医師が存在しないため、補助の対象とはならないのでしょうか。

A 5. 地区口腔保健センターについては、管理者の二箇所管理許可をもって通常の病院又は診療所の管理者と同様に勤務しているものと見なし補助の対象とします。

申請の際には許可証の写しを添付してください。

なお、上記の場合でも、管理者の研修受講は必要です。

Q 6. 「事業計画事前調査票」に経営状況についての質問がありますが、経営状態が悪い場合は補助対象とならないのでしょうか。

A 6. 整備した機器の有効利用のため、安定的な経営が求められています。赤字であった場合、直ちに補助対象外の扱いとはなりません。審査会へ報告するため、赤字の理由及び改善策等を確認いたします。また、正式な「事業計画書」の提出の際には過去3年間の決算状況が分かる資料（決算書）を提出していただきます。

Q 7. オプションはどこまで認められますか。

A 7. 標準装備に含まれていないもので、消耗品以外の機器等になります。スペアは認められません。保守費や機器の取扱説明に伴う業者の出張費、届出代行費用等は対象外です。